

記者会見資料

平成25年5月28日（火） 13時30分～

岩国市総務部秘書広報課

会 見 概 要

件 名	参考資料
平成 2 5 年 6 月岩国市議会定例会について	1 ～ 7
検診車による集団がん検診について	別紙

平成25年第2回（6月）岩国市議会定例会提出予定議案

種 別	件 名
報 告	第4号 平成24年度岩国市一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について
	第5号 平成24年度岩国市一般会計予算事故繰越しの報告について
	第6号 平成24年度岩国市周東食肉センター事業特別会計予算繰越明許費の繰越しの報告について
	第7号 平成24年度岩国市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越しの報告について
	第8号 平成24年度岩国市水道事業会計予算の予算繰越しの報告について
	第9号 岩国市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
	第10号 公用車の事故に関する専決処分の報告について
諮 問	第2号 人権擁護委員の推薦について
	第3号 人権擁護委員の推薦について
議 案	第77号 岩国市公平委員会の委員の選任につき、議会の同意を得るについて
	第78号 岩国市公平委員会の委員の選任につき、議会の同意を得るについて
	第79号 岩国市教育委員会の委員の任命につき、議会の同意を得るについて
	第80号 岩国市固定資産評価審査委員会の委員の選任につき、議会の同意を得るについて
	第81号 岩国市固定資産評価員の選任につき、議会の同意を得るについて
	第82号 岩国市子ども・子育て会議条例
	第83号 岩国市証人等の実費弁償支給条例の一部を改正する条例
	第84号 岩国市税条例の一部を改正する条例
	第85号 岩国市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例
	第86号 岩国市特別用途地区内における建築物の建築の制限に関する条例の一部を改正する条例
	第87号 岩国市玖珂あいあいセンター条例の一部を改正する条例
	第88号 不動産の取得について
	第89号 町の区域及び町の名称の変更について
	第90号 字の区域の変更について
	第91号 字の区域の変更について

平成 25 年 6 月岩国市議会 定例会説明資料

1	報 告	7 件
2	諮 問	2 件
3	議 案	15 件

1 報 告

第4号 平成24年度岩国市一般会計予算繰越明許費の繰越しの報告について（財政課）

平成24年度一般会計予算のうち、平成24年12月及び平成25年3月市議会定例会において繰越明許費の議決を経た28事業のうち27事業を平成25年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するもの

繰り越した金額は、合計20億5,966万円で、内訳は次のとおり

- (1) 「地域の元気臨時交付金」等に係る事業
森林環境保全林道整備事業ほか11事業 2億8,947万7,000円
- (2) 国の予備費使用に伴い追加して実施する事業
小学校及び中学校施設耐震化推進事業 9億1,177万3,000円
- (3) その他
総合支所等整備事業ほか12事業 8億5,841万円

財源は、次のとおり

- (1) 既収入特定財源
ア 市債 8,000円
- (2) 未収入特定財源（合計16億1,954万1,018円）
ア 国庫支出金 11億711万8,000円
イ 県支出金 1億1,702万3,018円
ウ 市債 3億9,540万円
- (3) 一般財源 4億4,011万982円

第5号 平成24年度岩国市一般会計予算事故繰越しの報告について（財政課）

平成24年度岩国市一般会計予算のうち、事故のため年度内に支出を終わらなかったものを事故繰越しとして平成25年度に繰り越したので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告するもの。

これは、岩国市史編さん業務に係る委託料840万円を平成25年度に繰り越して使用するもの

第6号 平成24年度岩国市周東食肉センター事業特別会計予算繰越明許費の繰越しの報告について（周東総合支所環境衛生課）

平成24年度岩国市周東食肉センター事業特別会計予算のうち、食肉センター建設事業の繰越明許費を平成25年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するもの

繰り越した金額は、8,021万4,000円で、財源としては市債8,020万円及び一般財源1万4,000円を充当

第7号 平成24年度岩国市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越しの報告について（下水道課）

平成 24 年度岩国市公共下水道事業特別会計予算のうち、下水道建設事業一文字処理区、尾津処理区、由宇処理区及び周東処理区の繰越明許費を平成 25 年度に繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するもの

繰り越した金額は、合計 2 億 4,312 万 5,000 円で、内訳は次のとおり

- (1) 下水道建設事業（一文字処理区） 4,310 万円
- (2) 下水道建設事業（尾津処理区） 1 億 5,912 万 5,000 円
- (3) 下水道建設事業（由宇処理区） 2,500 万円
- (4) 下水道建設事業（周東処理区） 1,590 万円

財源は、次のとおり

- (1) 未収入特定財源（合計 2 億 2,384 万 7,090 円）
 - ア 国庫支出金 1 億 1,114 万 7,090 円
 - イ 市債 1 億 1,270 万円
- (2) 一般財源 1,927 万 7,910 円

第 8 号 平成 24 年度岩国市水道事業会計予算の予算繰越しの報告について （水道局）

平成 24 年度岩国市水道事業会計予算のうち、配水施設整備事業に係る建設改良費について、耐震管推進工事の際にコンクリート構造物が支障となったことから年度内の完成が困難となったため、平成 25 年度に繰り越して使用することについて、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、報告するもの

繰り越して使用する金額は、配水施設整備事業予算計上額 2 億 5,569 万 6,000 円のうち建設改良費 1,889 万 5,000 円

第 9 号 岩国市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について （課税課）

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い指定された仮換地等に係る固定資産税及び特別土地保有税の納税義務者の特例措置を廃止すること等による規定の整備を行ったもの

第 10 号 公用車の事故に関する専決処分の報告について （教育委員会玖珂支所）

平成 25 年 1 月 11 日午後 2 時 55 分頃、公用車が岩国市玖珂町 6093 番地付近の交差点において、市道阿山 1 号線から県道光玖珂線に右折するため前進した際、左右からの車を発見したため、停車し、後進したところ、後続の普通自動車に接触し、相手方車両の前部を損傷する事故が発生した。

相手方に損害賠償額 10 万 6,521 円（過失割合 市 100 パーセント）を支払うことで合意したことから、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 3 月 27 日専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの

なお、損害賠償額は、公益社団法人全国市有物件災害共済会で全額対応するもの

2 諮 問

第 2 号及び第 3 号 人権擁護委員の推薦について (人権課)

岩国市の人権擁護委員のうち、2 人が平成 25 年 9 月 30 日をもって任期満了となることに伴い、後任委員を法務大臣に推薦するに当たり、意見を求めるもの

3 議 案

第 77 号及び第 78 号 岩国市公平委員会の委員の選任につき、議会の同意を得るについて (職員課)

岩国市公平委員会の委員 3 人のうち 1 人が、平成 25 年 6 月 4 日をもって任期満了となるため、及び委員 3 人のうち 1 人が平成 25 年 6 月 19 日をもって辞職するため、後任委員を選任するに当たり、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、市議会の同意を求めるもの

第 79 号 岩国市教育委員会の委員の任命につき、議会の同意を得るについて (職員課)

岩国市教育委員会の委員 5 人のうち 1 人が、平成 25 年 6 月 27 日をもって任期満了となるため、後任委員を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、市議会の同意を求めるもの

第 80 号 岩国市固定資産評価審査委員会の委員の選任につき、議会の同意を得るについて (職員課)

岩国市固定資産評価審査委員会の委員 12 人のうち 1 人が退職したことから、後任委員を選任するに当たり、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、市議会の同意を求めるもの

第 81 号 岩国市固定資産評価員の選任につき、議会の同意を得るについて (職員課)

岩国市固定資産評価員を選任するに当たり、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、市議会の同意を求めるもの

第 82 号 岩国市子ども・子育て会議条例 (こども支援課)

教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の決定、子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更に係る意見聴取並びに子ども・子育て支援に関する施策についての調査審議を行うため、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき、新たに地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関として、岩国市子ども・子育て会議を設置するもので、公布の日から施行する。

なお、岩国市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例についても、併せて規定の整備を行うもの

第 83 号 岩国市証人等の実費弁償支給条例の一部を改正する条例 (職員課)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例中に引用されている地方自治

法の条項の改正を行うもので、公布の日から施行する。

第 84 号 岩国市税条例の一部を改正する条例

(課税課)

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、個人市民税の長期譲渡所得の課税の特例の適用、延滞金の利率の引下げ、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の 4 年間延長等を行うため、規定の整備を行うもので、公布の日から施行し、個人市民税の長期譲渡所得の課税の特例の適用及び延滞金等の利率の引下げに関する部分は、平成 26 年 1 月 1 日から、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等に関する部分は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

第 85 号 岩国市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

(収税課)

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、延滞金の利率が引き下げられたことから、同法の延滞金の利率を参考としている条例の規定の整備を行うもので、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

第 86 号 岩国市特別用途地区内における建築物の建築の制限に関する条例の一部を改正する条例

(開発指導課)

都市計画区域のうち、由宇都市計画区域、玖珂都市計画区域及び周東都市計画区域が一つの都市計画区域に再編され、岩国南都市計画区域に変更されることに伴い、規定の整備を行うもので、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、岩国南都市計画区域に係る都市計画の変更の決定の告示があった日から施行する。

第 87 号 岩国市玖珂あいあいセンター条例の一部を改正する条例

(教育委員会玖珂支所)

玖珂あいあいセンターの管理を指定管理者に行わせるとともに、施設の利用に係る料金を収入として収受することができるよう条文の整備を行うもの

第 88 号 不動産の取得について

(拠点整備推進課)

愛宕山まちづくり区域内の多目的広場・防災センター等整備事業用地として、愛宕町一丁目地内に所在する土地 10,158.00 平方メートルを 5 億 907 万 9,194 円で岩国市土地開発公社から取得することについて、議決を求めるもの

第 89 号 町の区域及び町の名称の変更について

(拠点整備推進課)

愛宕山地域内における牛野谷町二丁目の一部を平田五丁目に、牛野谷町三丁目、尾津町二丁目並びに南岩国町一丁目及び二丁目の一部を愛宕町二丁目に、平田四丁目及び五丁目、牛野谷町一丁目から三丁目まで並びに南岩国町二丁目の一部を愛宕町三丁目に、牛野谷町三丁目の一部を南岩国町二丁目にそれぞれ変更することについて、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議決を求めるもの

第 90 号 字の区域の変更について

(用地管財課)

岩国市周東町祖生の一部 (2.1 平方キロメートル) について、地籍調査により合筆された土地の字の区域を変更することについて、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議決を求めるもの

第 91 号 字の区域の変更について

(用地管財課)

岩国市錦町須川及び錦町宇佐郷の一部 (1.67 平方キロメートル) について、地籍調査により合筆された土地の字の区域を変更することについて、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議決を求めるもの

☆検診会場や検診の種類を
ご都合に合わせて選択できます！
☆検診は1つでも受けられますので、お気軽にお申込み下さい！

会場別 集団検診 日程表

検診（健診）を受けるには、検診日の2ヶ月前から2週間前までに、実施会場へ電話での申込みが必要です（肺がん検診を除く）。《定員があります。》
申込み後、胃がん検診・乳がん検診・国保いきいき健診は、検診の約1週間前に案内通知をお送りします。案内通知に記載されている検診を受ける際の注意事項をよく読まれ、当日は、ご案内の受付時間にお越しください。
肺がん検診・子宮がん検診は、検診実施時間内に会場へお越しください。

**大腸がん検診は
予約が必要になりました！**

平成25年度より、大腸がん検診（検便2日分）は電話申込みが必要となります。
申込み後、検査容器と説明書を郵送しますので、説明書をよく読まれ、検診当日にお持ちください。

★検診実施時間と検診（健診）名★

8:00～11:30(申込者数により7:30まで繰り上げ)

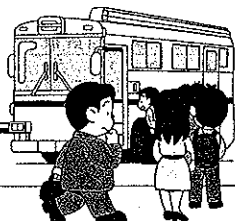
13:00～15:30

13:30～15:30

胃：胃がん検診 肺：肺がん検診 大：大腸がん検診 乳：乳がん検診
国：国保いきいき健診 前：前立腺がん検診

※検診実施時間と受付時間は異なりますので、案内通知をご確認ください。

※8月9日に岩国市保健センターで実施する肺がん検診の受付時間は、17時～20時です。



岩国市保健センター TEL 24-3751

6/24(月) 胃・肺・大	7/7(日) 胃・肺・大 乳・子	7/13(土) 子	8/2(金) 胃・肺・大	8/9(金) 肺 17時～20時	9/8(日) 胃・肺・大・国・前 子	10/12(土) 乳・子
10/28(月) 子	11/17(日) 胃・肺・大 乳・子	11/19(火) 胃・肺・大	12/7(土) 乳・子	12/13(金) 胃・肺・大	1/19(日) 乳・子	柱島供用会館 10/24(木) 大・国・前

由宇保健センター TEL 24-3751

7/8(月)・7/9(火) 胃・肺・大	7/30(火)・8/7(水) 乳・子
8/9(金)・8/22(木) 胃・肺・大	11/12(火) 11/15(金) 胃・肺・大 乳・子

玖珂保健センター TEL 82-2020

7/16(火) 乳・子	7/17(水)・7/18(木)・7/19(金) 胃・肺・大
7/26(金)・8/2(金)・8/30(金) 乳・子	9/11(火) 乳・子
9/25(水)・9/26(木)・9/27(金) 胃・肺・大	

本郷保健センター TEL 75-2350

8/1(木) 乳・子	8/19(月)・8/20(火) 胃・肺・大・国・前	8/21(水) 大・国・前
---------------	------------------------------	------------------

錦 保健センター TEL 72-3111

6/28(金) 乳・子	7/22(月)・7/23(火) 胃・肺・大	8/6(火) 乳・子
----------------	--------------------------	---------------

周東保健センター TEL 84-3580

7/1(月)・7/2(火)・7/3(水) 胃・肺・大	7/5(金)・7/9(火) 乳・子
10/15(火)・10/17(木) 胃・肺・大	10/31(木) 乳・子

美和保健センター TEL 96-1706

9/26(木) 乳・子	10/1(火)・10/2(水) 胃・肺・大	11/14(木) 乳・子
----------------	--------------------------	-----------------

美川保健センター TEL 76-0220

6/25(火)・6/26(水) 胃・肺・大	7/24(水) 乳・子
--------------------------	----------------

予約が定員に満たない場合や自然災害等により、日程の変更・中止を行う場合がありますので、ご了承ください。

裏面も
あります